|  |
| --- |
| **景観配慮事項説明書**（工作物） |
| **計画地及び周辺の状況／景観コンセプト** | 景観特性の区分 | □都心・周辺市街地景観　　　□近郊市街地景観　　　　　□郊外市街地景観□田園景観　　　　　　　　　　　□丘陵市街地景観　　　　　□丘陵地景観□臨海市街地景観 |
| 周辺の景観 |  |
| 計画地における景観上のコンセプト |  |
| **行為の制限（景観形成の基準）** | **配慮した事項など** |
| **配慮する項目** | **地域特性**-地域の特性を意識した景観形成に向けて、地域別方針に則した景観形成を図る。 |  |
| **まちなみ形成**-周辺の自然、歴史、市街地の景観や土地利用と調和した形態・意匠とする。-擁壁や法面がある場合は、緑化や化粧ブロック等により景観上の配慮を行う。 |  |
| **色彩**-法令・規則等に基づき配色しなければならない場合を除き、周辺の景観と調和の取れた色彩を使用する。-隣接する建築物等との調和にも配慮した色彩を使用する。 |  |
| **緑化**-既存樹木をできるだけ活用し、また敷地内の積極的な緑化を図る。 |  |
| **付帯設備**-設備等のような附属物は、道路から見えにくい位置に設置する。もしくは工作物本体と調和するよう、意匠やめかくし等の工夫を行う。 |  |